二　法第八条第二号に該当する場合（法第七条第二号ト、チ、ヌ又はルに該当することとなった場合に限る。）　確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書類
三　法第八条第三号に該当する場合　その事実を証する書類
四　法第八条第四号に該当する場合（住所を変更することとなった場合に限る。）　住民票の写し又はこれに代わる書類
五　法第八条第四号に該当する場合（前号に該当する場合を除く。）　旅券の写し
（確認特定警備従事者に係る変更の届出事由）
第十五条　法第八条第四号の国土交通省令で定めるときは、確認特定警備従事者の国籍、住所、氏名、性別又は旅券の番号について変更が生じたときとする。
（特定警備実施計画の届出等）
第十六条　法第十三条の規定により届出をしようとする認定船舶所有者は、特定警備の開始の日の五日前までに、第六号様式による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、国土交通大臣が正当な理由があると認めるときは、その提出の期限を経過した後であっても、当該届出書を提出することができる。
2　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
一　特定警備の実施期間における特定日本船舶の喫水を示す書類
二　特定警備の実施期間における特定日本船舶の航路図
三　小銃等の積卸しの場所を示す図面
3　国土交通大臣は、法第十三条の規定による届出を受理したときは、届出受理番号及び届出受理年月日を当該届出をした者に通知するものとする。
（特定警備実施計画のその他の記載事項）
第十七条　法第十三条第六号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　船長の氏名
二　貨物等の積載量
三　第四条第三項の規定により通知された認定番号及び認定年月日
四　第十一条第三項の規定により通知された確認番号及び確認年月日
五　確認特定警備従事者の乗下船の日時及び場所
六　積み込まれる予定の小銃の名称、口径及び製造番号並びに実包の種類
七　小銃等の積卸しの日時及び場所
（小銃等の保管の設備及び方法の基準）
第十八条　法第十六条第二項の国土交通省令で定める基準は、第六条第一号及び第二号イに掲げる基準とする。
（小銃等の亡失又は盗取の届出）
第十九条　法第十六条第三項の規定により届出をしようとする船長は、第七号様式による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
（記録簿）
第二十条　法第十八条の国土交通省令で定める事由は、次の表の上欄に掲げる事由とし、同条の事項は、同表の上欄に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

事由	事項
特定日本船舶への小銃等の積卸し	一　日時及び場所 二　小銃の名称及び製造番号 三　実包の種類及び数量
保管設備への小銃等の出し入れ	一　日時、場所及び目的 二　小銃の名称及び製造番号 三　実包の種類及び数量 四　小銃等を携帯する確認特定警備従事者の氏名
小銃の使用（試験的に発射する場合を含む。）	一　日時、場所及び概要 二　小銃の名称及び製造番号 三　実包を消費した場合にはその種類及び数量 四　小銃を使用した確認特定警備従事者の氏名

2　法第十八条の規定による記録簿への記載は、第八号様式によるものとする。
3　法第十八条の記録簿は、法第四条第一項の認定に係る船舶内に備え付け、最終の記載をした日から三年間保存しなければならない。
4　認定船舶所有者は、法第十八条の規定による記録簿の備付け及び保存並びに記録簿への記載を船長に行わせるものとする。
（入港時の確認に係る通報）
第二十一条　法第十九条の規定により確認を受けようとする船長は、本邦の港に入港する二十四時間前までに、入港をしようとする本邦の港及び当該本邦の港の係留しようとする係留施設の名称並びに入港の予定時刻を国土交通大臣に通報するものとする。
（小銃等が本邦に陸揚げされるおそれがない場合）
第二十二条　法第十九条の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。
一　特定日本船舶から導管により原油を陸揚げする場合
二　その他国土交通大臣が小銃等が本邦に陸揚げされるおそれがないものとして認めた場合
（検査員証）
第二十三条　法第二十二条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、第九号様式によるものとする。

附　則

（施行期日）
1　この省令は、法の施行の日（平成二十五年十一月三十日）から施行する。
（海上保安庁組織規則の一部改正）
2　海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。
第十九条第一号に次を加える。
ル　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第十九条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
二　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の規定による特定警備に関する監督に関すること（小銃の使用及び同法第十九条の規定による入港時の確認に関することに限る。）。
第八十一条の三第一号に次を加える。
ル　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第八十一条の三中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
二　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第十九条の規定による入港時の確認に関すること。